

保護司と学校との連携 パンフレット

先生の皆さま方へ

犯罪や非行のない、
誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、
地域に暮らす全員の願いであり、
保護司一人ひとりの願いでもあります。
そのような地域づくりのため、
保護司と学校とで手を取り合い
連携を進めてみませんか。

主 更 生 保 護 と は

更生保護は、保護観察所等の国の機関だけでなく、保護司や、その他、地域の様々な方に御協力をいただきながら、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを促進し、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ活動です。



保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りや

■ 保護司とは

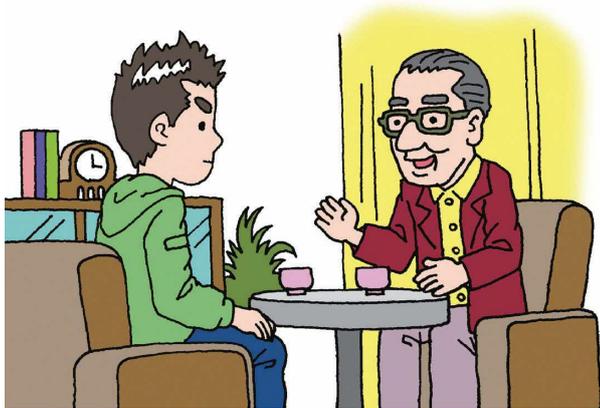
更生保護活動に携わる民間のボランティアです。

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。ただ、ボランティアなので給与は支給されません。保護司になるためには、社会的信望がある等、保護司法に規定された条件を満たす必要があります。任期は2年で（76歳未満再任可）、全国で約5万人が活動しています。



■ 保護司はどんなことをしているの？

保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行います。



保護観察となった人と定期的に面接し、生活状況などについて話し合いながら助言や指導を行います。

保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかしながら、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。例えば、保護観察官と協力しながら、保護観察中の人と月に数回面接をし、生活状況を見守ったり相談にのったり指導したりします [保護観察]。相談にのると言っても、時には就職支援のためハローワークに付き添ったり、家族との折り合いが悪ければその間に入って調整をしたりと活動の仕方は様々です。また、刑務所や少年院に入っている人の家族等（引受人）に会い、矯正施設出所後の生活の見通しについて話を聞いたりもします [生活環境の調整]。

■ 保護司会とは？

地域のネットワークづくりや犯罪予防活動等を行い、保護司活動を支えるための組織です。

主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される保護司会が組織されています(全国に約900)。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等を行っています。

保護司組織図



明るい家庭や地域づくりを目指し、小学校での挨拶運動等、様々な取組を行っています。

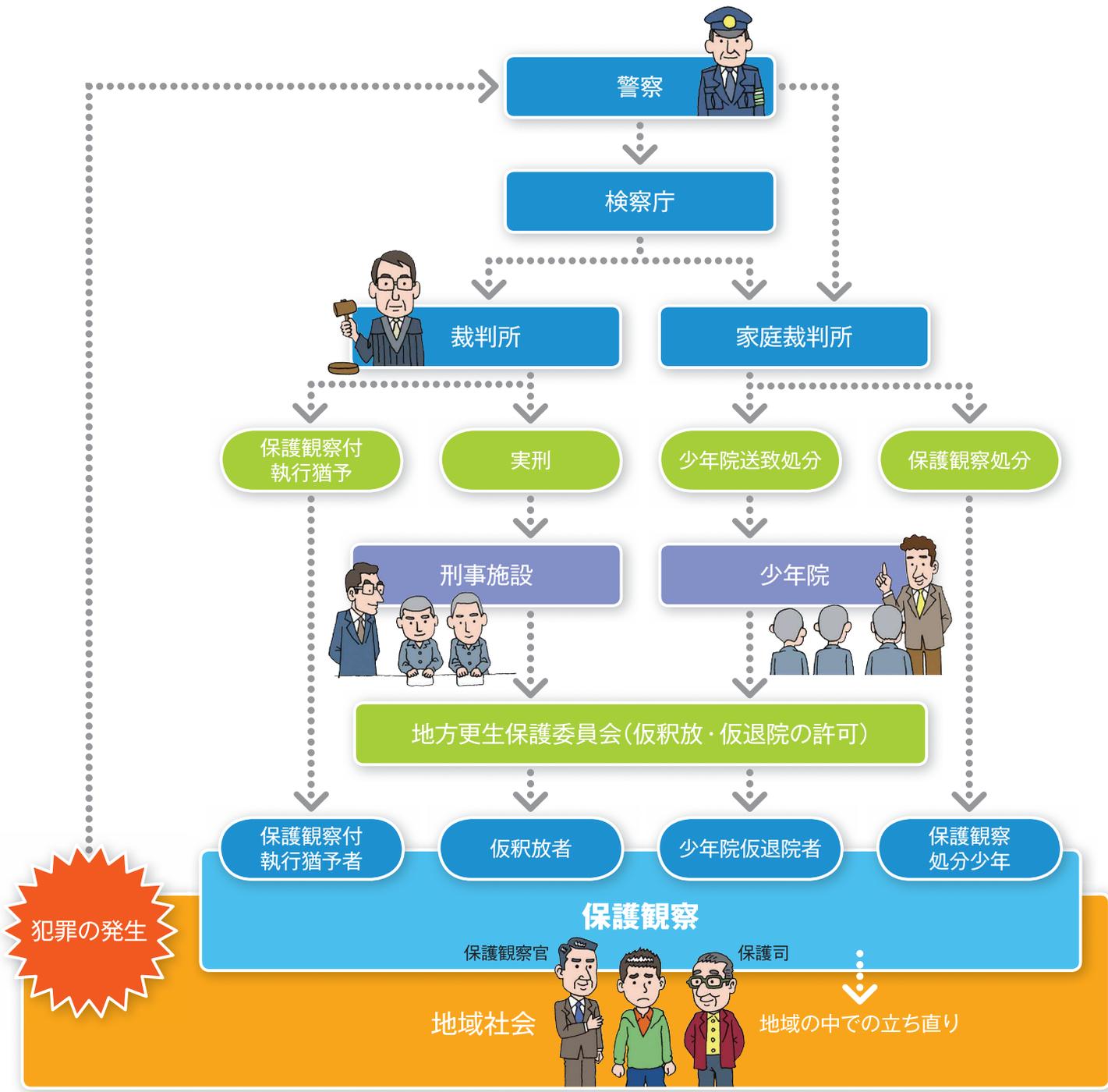


“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

罪を犯した人の立ち直りを「おかえり」のこころで見守っていく。“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱している運動で、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない社会を築こうとする運動です。罪を犯した人の立ち直り支援だけでなく、犯罪や非行を生まない地域づくりのための啓発活動も保護司の大切な職務の1つです。

地域の犯罪予防に日夜取り組んでいます。



■ 保護観察とは

地域の中での生活を通して、再犯を防ぎ、犯した罪から立ち直りを図るための制度です。

犯罪や非行をした人が、地域の中で生活をしながら、保護観察官や、地域のボランティアである保護司の指導・助言を受け、立ち直りを図ろうとする制度です。保護観察の期間中は、定期的に保護観察官や保護司による面接を受け生活状況を報告したり、転居の際には保護観察所長の許可を得る等の約束を守る義務があります。

■ 保護観察官とは

専門的知識に基づき、更生保護や犯罪予防に関する事務を行います。

保護司と協働して、保護観察等を行う、法務省の国家公務員です。全国8か所の地方更生保護委員会や50か所の保護観察所に、約1000名の保護観察官が勤務しています。

[子どもたちを見守る地域の輪]

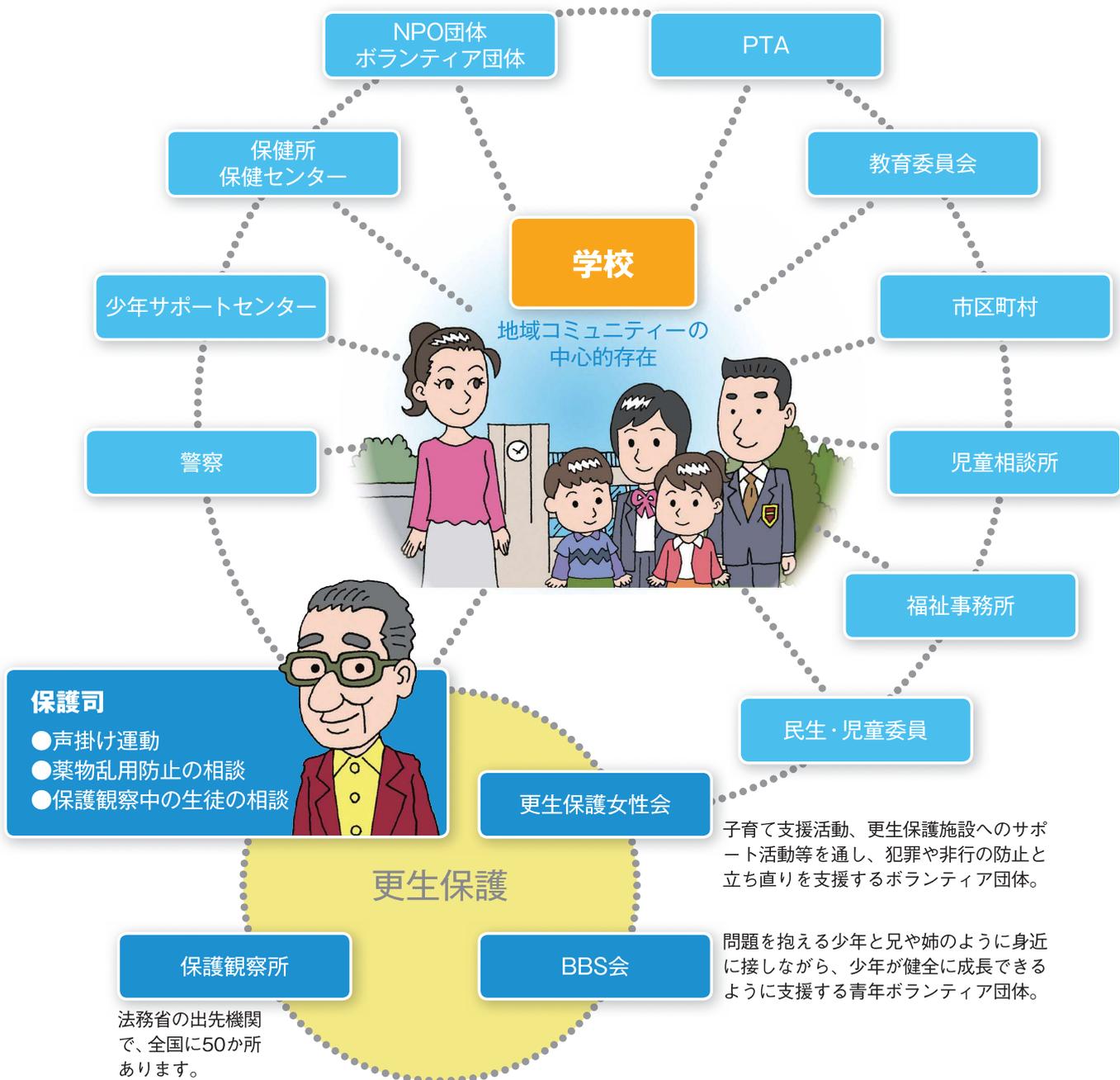
子どもたちの成長を支えるためには、学校を中心に地域の様々な機関・団体が関わり合い、それぞれにできることを持ち寄って支援していくことが重要です。

子どもたちを地域で見守る ～学校との連携～

犯罪や非行のない、誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、保護司一人ひとりの願いであり、地域に暮らす皆さんの願いでもあります。そのためには、犯罪や非行に手を染める前に、その地域の中の様々な機関・団体が手を取り合い一体となって子どもたちを見守り支えていくことが重要なのです。

その中でも学校は子どもの育成にとって中心的な場

所であり、地域コミュニティの核となっている場合が大変多く、重要な連携先の一つです。保護司会にできること、学校が地域の人たちに求めていること、その二つがうまく合致した連携事業が実施されれば、子どもたちの中にも地元の大人たちが見守ってくれているという安心感が生まれてくるのではないのでしょうか。



[学校との連携を推進する諸施策の流れ]

子どもたちが抱える様々な問題に対応し、
地域の中での成長を支援するため、
関係府省では真摯な取組を続けています。

平成22年 7月

内閣府

子ども若者ビジョン

- 子ども若者育成支援施策に関する基本的方針等を定める。
- 子ども若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援。

1月

文部科学省

子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言

- 関係機関や民間団体が連携し、子どもたちが抱える様々な問題に対する取組を推進することを目的として、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を設置。
- 会議では、構成員である5の関係省庁と28の民間団体が、互いに連携・協力し問題の解決に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択。
(全国保護司連盟・日本更生保護女性連盟・日本BBS連盟も推進会議構成員として参加)

子どもを見守り育てる取組 事例集

検索

(文部科学省HP)

平成21年 7月

内閣府

子ども若者育成支援推進法成立 [平成22年4月施行]

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進。
- ネットワークを構成する機関・団体として保護観察所や保護司会も想定。

子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介

検索

(内閣府HP)

よりそい〜不登校・ひきこもりに対する民間支援団体の活動事例集

検索

(内閣府HP)

平成20年 7月

文部科学省

「学校支援地域本部事業」のスタート

平成18年 12月

文部科学省

教育基本法改正

- 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力規定が新設。

平成16年 3月

文部科学省

学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために

- 地域のネットワークを活用して関係機関等との日常的な連携を図ることの重要性等を提言。

学校と関係機関との連携について

検索

(文部科学省HP)

平成14年 4月

法務省

中学生サポートアクションプラン

- 中学校との連携のもと、保護司が生徒の非行防止を目的とした様々な地域活動を展開。

平成13年 5月

全国
保護司連盟

保護司と学校との連携強化のための推進要綱

4月

文部科学省

少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書

心と行動のネットワーク

——心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へ——

- 学校と関連機関が相互に連携して一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要。

全国の学校で、保護司会と学校が連

東京都板橋区

中学校での「3年生面接」協力事例

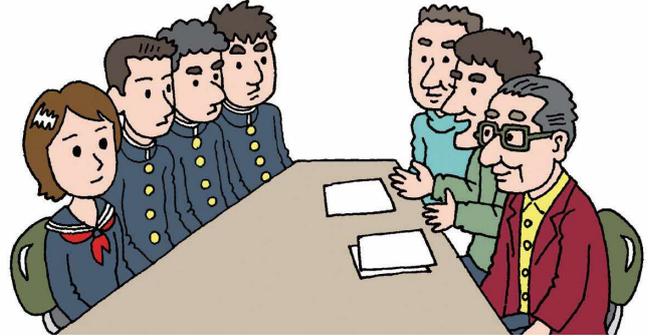


■主体：板橋区保護司会

■連携先：地元中学校

連携に
至るまでの
経緯

中学校が「頑張っている生徒の姿を地元の人たちに知ってほしい」と考え、保護司会に入学試験のための面接練習への協力を打診しました。



連携の概要

11月末から12月にかけて、生徒3～5名と面接側（保護司）3名でグループ面接を行っています。質問内容はあらかじめ学校が決め、面接側はその場で何か注意することはせず、身だしなみ

や立ち居振る舞い等をチェックし校長先生へ報告。その後、「校長面接」を行い、校長先生から生徒に気をつけるべき点についてアドバイスをしています。

岐阜県

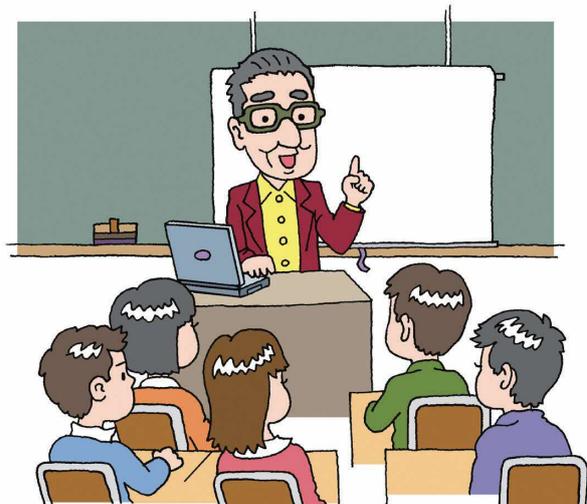
薬物乱用防止教室開催事例



■主体：岐阜県保護司会連合会

連携に
至るまでの
経緯

保護司が岐阜県の「覚せい剤乱用防止推進員」に委嘱されたことをきっかけとして、小中学校での薬物乱用防止教室の実施に取り組むことになりました。小中学校からの要請に応じて、薬物乱用防止教室を実施するという形にし、要請があればすぐに対応できるよう体制を整えていきました。



連携の概要

当日の授業では、生徒が頑張っていることを褒めることから始め、保護司についての説明の後、パワーポイントを使った覚せい剤に関する記事の紹介、覚せい剤等薬物依存についてのビデオを視聴させ、最後に保護司として体験した具体的な

事例等の話をし、「薬物には絶対ノーの気持ちを持ち続けることが大切」と訴えています。

携した様々な活動が行われています。

秋田県秋田市

中学校との連携事例



■主体：秋田地区保護司会

■連携先：地元中学校9校

連携の概要

地区内の中学校を担当する保護司は、年度初めのあいさつや“社会を明るくする運動”のポスター持参等、折を見て中学校を訪問し、保護司活動への理解・協力を依頼するとともに、夏休み・冬休み期間中の生徒たちの非行防止や生活指導等について情報交換を行っています。また、“社会を

明るくする運動”をテーマとした作文コンテスト※は、9校を3つのブロックに分けて実施。“社会を明るくする運動”強調月間中には、生徒の登校時間に合わせて通学路や校門前での声掛け運動を行っています。

こういった活動が幸いし、生徒が校内暴力で保護観察処分になった際、保護観察が解除となるまで保護司と学校で情報を共有し連携しながら処遇を進めることができました。

[日本更生保護協会「更生保護」2010年10月号]

その他にも

■保護司・教職員・PTA会員での合同研修会実施事例

■心の相談教室実施事例（中学校に保護司が出向き、生徒の相談相手となる）

■中学校での「携帯電話やインターネットの利便性と危険を訴えるシンポジウム」開催事例など、様々な活動が行われています。

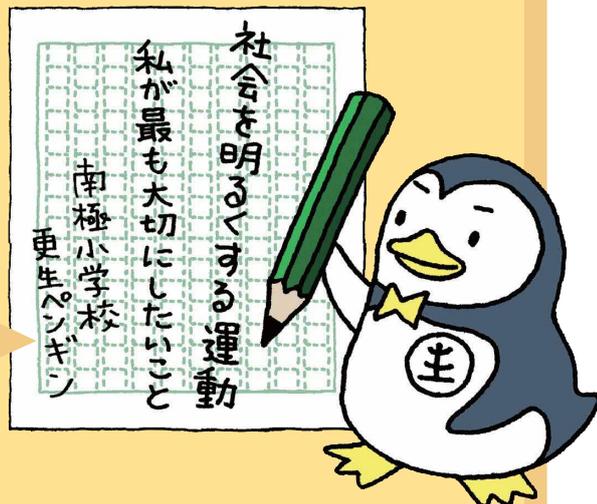
※

“社会を明るくする運動”作文コンテスト

全国の小中学校の生徒の皆さんから、毎年、作文を募集しています。

このコンテストは、“社会を明るくする運動”の一環として、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行等に関して考えていたことや感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として行っているものです。第43回（平成5年）の運動から始まり、近年は全国から20万点を超える応募をいただいております。法務大臣賞に選ばれた作品は、毎年、東京・法務省において表彰式を行っています。応募方法等、詳細はお近くの保護観察所・保護司会にお尋ねください。

全国から
20万点以上も
集まります！



■ 更生保護官署一覧 ■

北海道	地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9907
札幌	保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館	保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川	保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎	0166-51-9376
釧路	保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
東北	地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-3536
青森	保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡	保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台	保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田	保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形	保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島	保護観察所	960-8017	福島県福島市孤塚17	024-534-2246
関東	地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0181
水戸	保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1	029-221-3970
宇都宮	保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋	保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま	保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉	保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3	043-204-7791
東京	保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0123
横浜	保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-2	045-201-3006
新潟	保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府	保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7145
長野	保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡	保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
中部	地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2944
富山	保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢	保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井	保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜	保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋	保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津	保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
近畿	地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6260
大津	保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都	保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪	保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
神戸	保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4005
奈良	保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山	保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2	073-436-2501
中国	地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4497
鳥取	保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江	保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山	保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島	保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4496
山口	保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16	083-922-1327
四国	地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5090
徳島	保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松	保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山	保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-6159
高知	保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎	088-873-5118
九州	地方更生保護委員会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-761-7781
福岡	保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13	092-761-6736
佐賀	保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20	0952-24-4291
長崎	保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本	保護観察所	862-0971	熊本県熊本市大江3-1-53	096-366-8080
大分	保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎	保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島	保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇	保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



編集

法務省保護局 (平成28年2月)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3580-4111

更生保護

検索

ホームページも
ぜひ
ご覧ください



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。